コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

※帳簿書類·事業報告書関連部分

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	
保険業法	保険業法施行規則			
132	第 236 条の 2	帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が義務付けられる保険募集人の基準は何か。	保険募集人にも体制整備義務が導入されたことに伴い、改正保険業法の施行後は、一部の大規模乗合代理店(改正保険業法第303条にいう「特定保険募集人」)において帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が必要となります。 具体的には、以下のいずれかに該当する場合が対象となります。 ① 直近の事業年度末における所属する保険会社の数が15以上の場合 ② 所属する保険会社が2以上で直近事業年度の手数料、報酬等の合計額が10億円以上の場合なお、①②は、生命保険・損害保険・少額短期保険ごとに判断します。例えば、直近の事業年度末における所属保険会社の数が生命保険会社10社、損害保険会社5社の場合には①に該当しません。また、生命保険・損害保険・少額短期保険の3業態のうち、一つでも基準に合致した場合、3業態すべての業態について帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が必要となります。	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
133	第 236 条の 2	「特定保険募集人等の基準」の一つに「所属保険会社数」	規則第236条の2に規定する「所属保険会社等の
		があるが、この社数には「提携はしているものの、現在、	数」については、商品の新規販売に関わらず、代理
		商品の新規販売の取扱いがない保険会社」も含まれるのか。	店委託契約を締結している所属保険会社等が含ま
			れます。
134	第 236 条の 2	各号に記載の「手数料、報酬その他の対価の額」につい	規則第237条の2第1項第4号は保険契約者ごとに
		ては、施行規則第237条の2第4号と同様、「保険募集に関	記載すべき帳簿書類の記載事項ですが、仮に保険契
		して当該特定保険募集人が受けた」額と理解してよいか。	約者ごとに特定できない対価があったとしても保
			険募集に関して受けた対価であれば該当し得るこ
			とにご留意ください。
135	第 236 条の 2	「手数料・報酬その他の対価の額の総額」を算出するに	ご指摘の場合には、所属保険会社等から受けた対
		当たり、保険募集再委託により得た対価は、「保険募集再委	価の額そのものが対象となり、再委託の際に支払っ
		託者が所属保険会社等から得た対価から、保険募集再委託	た額は控除の対象にはなりません。
		者が保険募集受託者に支払った対価を控除したもの」が対	
		象となる、ということで良いか。	
136	第 236 条の 2	三者間スキームによる被統括代理店を抱える統括代理店	「手数料、報酬その他の対価の額」については、
		について、法第303条に規定する特定保険募集人への該当	個別具体的に判断する必要がありますが、単に代理
		性を判断する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」(規	受領をしているにとどまるのであれば、統括代理店
		則第236条の2)には、被統括代理店が収受する「手数料、	が所属保険会社から受けた「手数料、報酬その他の
		報酬その他の対価の額」は含まれないと理解してよいか。	対価の額」には含まれないと考えられます。
137	第 236 条の 2	保険会社から収受する金銭のうち、法第 303 条に規定す	貴見の例示が規則第236条の2に規定する「手数
		る特定保険募集人への該当性を判断する「手数料、報酬そ	料、報酬その他の対価の額の総額」に該当するかは
		の他の対価の額の総額」(規則第236条の2)に含まれるも	個別具体的に判断する必要がありますが、「手数料、
		のが何かを判定するにあたっては、事業報告書の「記載上	報酬その他の対価の額の総額」とは、保険募集に関
		の注意」に照らして、保険会社から提供される手数料等支	して特定保険募集人が保険会社から収受している
		払明細書等に記載されるものを基準に判定すれば良いと理	全ての金銭(加入勧奨に係る金銭の収受があればそ

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		解してよいか。例えば、代理店がマーケティングに際して	れを含む)を言うものです。
		費用を負担したときに、その実費を保険会社が負担する約	
		東がある場合、保険会社から事後的に支払われるコスト額	
		は、「手数料、報酬その他の対価の額の総額」に含まれない	
		と理解してよいか。	
138	第 236 条の 2	「手数料、報酬、その他の対価の額」は、保険会社から	
		提供される手数料の支払い明細書等に記載された数字を転	
		記すればよいのか。例えば代理店が独自に作成した募集帳	
		票の作成費用を保険会社から受領した場合や損害調査の援	
		助に要した費用の弁済を受けたような場合は、業務の対価	
		とは言えないので含まれないとの理解でよいか。	
139	第 236 条の 2	規模が大きい特定保険募集人は、当該特定保険募集人の	貴見のとおりです。
		事業年度末の乗合会社数および手数料等の額に基づいて該	
		当・非該当を判断することとされているが、当該事業年度	
		末から特定保険募集人となるという理解でよいか(その結	
		果、当該事業年度末の翌日から法第303条に規定する帳簿	
		書類の保存義務が生じ、また、当該事業年度末の翌日から	
		三月以内に法第304条に規定する事業報告書(当該事業年	
		度末に係る事業年度の事業報告書)を作成・提出する必要	
		があるという理解でよいか)。	
		また、それまで規模の大きい特定保険募集人であったも	
		のが、ある事業年度末で基準を満たさなくなった場合は、	
		当該事業年度末から規模の大きい特定保険募集人ではなく	
		なるという理解でよいか(その結果、当該事業年度末の翌	
		日以降、法第 303 条に規定する帳簿書類の保存義務が課さ	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		れず、従前法第 303 条に基づき保存してきた帳簿書類を引	
		き続き保存する義務も消滅し、また、法第 304 条に規定す	
		る事業報告書(当該事業年度末に係る事業年度の事業報告	
		書)を作成・提出する必要はないという理解でよいか)。	
140	第 236 条の 2	「規模の大きな特定保険募集人」とこれに該当しない比	保険募集人に求められる体制整備の内容は、一律
		較推奨販売を行う乗合代理店との間において、帳簿書類の	に決まるものではなく、保険募集人それぞれにおい
		備付と事業報告書の提出の実施を除き、求められる体制整	て、保険業法及び同法施行規則並びに監督指針Ⅱ-
		備義務の内容に差異はないとの理解でよいか。	4-2-9に基づき、適切な体制整備を行う必要があ
			ります。
141	第 236 条の 2	「規模の大きな特定保険募集人」に該当した場合、過去	施行日以降、最初に提出する事業報告書等におい
		3 年度分の事業報告書を提出する必要があるが、過年度分	て、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困
		については今回の改正を踏まえた統計やシステム手当が出	難である場合には、必ずしも記載することを求める
		来ておらず、報告用の数字が把握できないことも想定され	ものではありません。
		る。	
		従って、施行後一定期間は可能な範囲内で作成、提出す	
		れば可とする経過措置を設けていただく必要があるのでは	
		ないかと考えるが、この点どうか。	
142	第 238 条第 1 項、規則	事業報告書の別紙では、過去3ヵ年の実績値記載が求め	
	別紙様式第 25 号の 2	られている箇所があるが、報告対象年度は、法施行後のも	
		ののみで足り、過去分については不問であるという理解で	
		よいことを、念のため確認させていただきたい。	
143	第 236 条の 2	帳簿書類の保存については、保険会社と代理店との間で	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業
		明確な役割分担を行うことにより、全て代理店が保管する	者等が行う書面の保存等における情報通信の技術
		必要はないとの理解でよいか。	の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		また、電子的データとして保管されている場合は、瞬時 に当該データを引き出せないことも想定されるが、一定期 間の猶予は認められると考えてよいか。	により保存することが可能です。また、貴見にある 「一定期間の猶予」がどの程度か分かりませんが、 常時閲覧できる体制が整備されている必要があり ます。
144	第 236 条の 2	所属生命保険会社等、所属損害保険会社等、所属少額短期保険業者等の数は、事業年度末における取扱商品の有無を問わず、代理店委託契約を締結していれば含めると考えてよいか。	規則第236条の2に規定する「保険会社等の数」 については、事業年度末時点において、代理店委託 契約を締結している所属生命保険会社等、所属損害 保険会社等、所属少額短期保険業者のそれぞれの数 です。
145	第 237 条、 第 237 条の 2	帳簿書類の作成・保存とは、具体的にはどのような対応が求められるのか。	特定保険募集人(改正保険業法第303条にいう「特定保険募集人」) に該当する保険募集人は、事務所ごとに、保険料、手数料等を記載した帳簿書類を作成し、保険契約締結の日から5年間、適切に保存することが必要となります。 なお、帳簿書類の保管にあたっては、社内規則等に規定されていれば、紙による保管のほか、電磁的記録により保存することも可能です。
146	第 237 条	特定保険募集人は、保険契約の締結の日から5年間、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに規則第237条の2に記載している事項を記載し、保存することが求められるが、この帳簿書類は、紙媒体ではなく、電磁的手段で保存することも可能と考えてよいか。	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業 者等が行う書面の保存等における情報通信の技術 の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録 により保存することが可能であり、常時閲覧できる 体制が整備されている必要があります。
147	第 237 条第 1 項	法第 303 条に規定する帳簿書類を備え、保存しなければ	法第303条に規定する帳簿書類の備付について

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		ならない「事務所」とは、規則案別紙様式第25号の2の(5)	は、規則別紙様式第25号の2の1. (5) 同様、保険募
		事務所の状況に列挙すべき事務所と同じという理解でよい	集人が所在する「事務所」ごとに備付けを行う必要
		か。	があります。
149	第 237 条の 2	当グループの銀行では、銀行が保険契約者としての団体	法第303条に基づく帳簿書類の備付けについて
		保険を取り扱っている。	は、被保険者ごとの帳簿の備付けを求めるものでは
		ついては、団体保険についても被保険者ごとの帳簿の備	ありません。
		付けの必要があるかを確認したい。	
150	第 237 条の 2	帳簿書類は、保存する資料等に同条の項目が網羅されて	貴見のとおりです。
		いれば、様式等は特段問われないという理解でよいか。	
151	第 237 条の 2	a. (a) 帳簿の備付けは、事業所ごととあるが、当該事務	aについて
		所とは営業単位と考えてよいか。	保険募集人が所在する「事務所」ごとに備付けを
		(b)「特定保険募集人は事務所ごとに、その業務に関	行う必要があります。
		する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約	bについて
		の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項	帳簿については、事務所において、常時閲覧でき
		を記載し、これを保存しなければならない。」と	る体制が整備されている必要があります。
		あるが、事務所とは各営業支店という理解でよい	cについて内閣府の所管する金融関連法令に係る
		か。	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通
		b. 事務所ごとに帳簿を作成するが、所管部署において、	信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電
		一括保管することでよいか。	磁的記録により保存することが可能であり、常時閲
		c. (a) 電磁的方法での保管でもよいか。	覧できる体制が整備されている必要があります。
		(b) 保存は書類でなくても電磁的なものでよく、本店	dについて
		で一括保存するが、事務所ごとに分かる体制にな	貴見のような場合において、月払い、年払い等の
		っていればいいという理解でよいか。	支払い方法を記載した上で、1回分の保険料額を記
		d. 第1項第3号の保険契約に係る保険料の記入は、平準	載しておくことも認められます。
		払の場合、1回分(月払いであれば、1カ月分、年払いで	eについて

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		あれば、1年間分)の保険料を記入することでよいか。	初回の手数料等の金額を記載し、その後、更新す
		e. 第1項第4号の保険募集に関して当該特定保険募集人	る方法も考えられますが、初回の手数料等の金額を
		が受けた手数料、報酬その他の対価の額についても、平	記載し、2回目以降の手数料額に係る計算式を記載
		準払の場合、1回分(月払いであれば、1カ月分、年払い	することも認められます。
		であれば、1 年間分) の手数料等を記入することでよい	また、その他の対価等について、契約者ごとに按
		か。	分できる場合には按分することが望ましいですが、
		また、その他の対価(例えば、ボーナスコミッション	按分することが困難な場合にはまとめて記載する
		等)があった場合は、契約者ごとに按分する必要がある	ことも認められます。
		か。	
152	第 237 条の 2 第 1 項	同項に規定する事項は契約単位と解して良いか。	規則第237条の2第1項に規定する事項について
			は、一契約ごとに記載する必要があります。
153	第 237 条の 2 第 1 項	① 第1号 保険契約の締結の年月日は、契約日と考えてよ	①について
		いか。	施行規則第237条の2第1項第1号については、
		② ○第3号 記載する保険料は、第1回保険料と考えてよ	契約日と考えます。
		いか。平準払いの場合は、毎月、毎年、半年ごとに保	②について
		険会社が領収しているが、帳簿に記載する保険料を毎	貴見のような場合において、月払い、年払い等の
		月、毎年等で更新する必要はないと考えてよいか。	支払い方法を記載した上で、1回分の保険料額を記
		〇第 3 号における分割払の場合の考え方を明示いただ	載しておくことも認められます。
		きたい。	③について
		③ ○第4号 手数料は、第3号の保険料に相当するものと	初回の手数料等の金額を記載し、その後、更新す
		考えてよいか。平準払いの場合は、継続手数料として、	る方法も考えられますが、初回の手数料等の金額
		新規受付後にも保険会社が保険料を収納するタイミ	を記載し、2回目以降の手数料額に係る計算式を記
		ングにより、手数料を受領している。帳簿に記載する	載することも認められます。
		手数料は、手数料を毎月、毎年等受領するたびに、デ	また、その他の対価等について、契約者ごとに按
		一タ更新する必要はないと考えてよいか。	分できる場合には按分することが望ましいです

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		〇第 4 号における分割払の場合の考え方を明示いただ	が、按分することが困難な場合にはまとめて記載
		きたい。	することも認められます。
		④ 第4号 代理店では、手数料を契約成立月の翌月以降に	④について
		受領しており、それまで手数料金額がわからない場合が	貴見のような場合においては、翌月以降に記載す
		ある。手数料の額の記載は翌月以降でも可と考えてよい	ることも認められます。
		か。	⑤について
		⑤ 第4号 手数料の表示は、税込、税抜いずれかによるの	税込み、税抜きのどちらの表示であるかが分かる
		かを明示いただきたい。	ように記載されていれば、どちらの表示でも構い
		⑥ 掲載する明細は、法の施行前の契約も含まれると考えて	ません。
		よいか。	⑥について
			法の施行前の契約は含まれません。
154	第 238 条	事業報告書への記載項目は、取扱保険商品の月別契約件	1. について
		数等の状況について、保険会社別・商品名別・月別に契約	貴見のケースが必ずしも明確ではありませんが、
		件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて、新契約・	例えば、主たる事務所と従たる事務所が別個に登録
		保有契約(損保の場合:更改契約)・合計ごとに報告するこ	されている場合においては、規則第236条の2に規定
		とを求められているが、これらはあまりにも細微な分類で	される手数料等の総額の判定にあたっては、一つの
		あることから、代理店の負担が過大である。	法人単位で判断し、主たる事務所である本店の所在
		1. 拠点ごとに代理申請保険会社が異なる代理店の場合で	する財務 (支) 局に提出する必要があります。ただ
		も提出する事業報告書は法人単位でよい(代理申請保険	し、別個に登録された事務所ごとに集計したものを
		会社別に作成した事業報告書を提出する必要はない)と	束ねて、本店の所在する財務(支)局に提出するこ
		の理解でよいか。	とも認められます。
		2. 複数年の記載が求められている箇所があるが、報告対	2. について
		象年度は法施行後のものであって、過去分は不問という	施行日以降、最初に提出する事業報告書等におい
		理解でよいか。	て、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困
		3. 取扱保険商品の月別契約件数等の状況について保険会	難である場合には、必ずしも記載することを求める

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		社別・商品名別・月別に契約件数・保険料・募集手数料	ものではありません。
		のそれぞれについて新契約・保有契約(損保の場合:更	3. について
		改契約)・合計ごとに報告を求められているが、負担が過	貴重なご意見として承ります。
		大なため、例えば取扱高上位5商品のみ報告等、簡素化	
		を図ることを検討していただきたい。	
155	第 238 条	「事業報告書」を作成する単位は、募集人登録上の代理	事業報告書については、法人であれば法人単位で
		店単体(支店を有する場合は支店を含む)との理解でよい	作成すれば足ります。
		(か。	
		例えば、当該代理店の傘下に人的関係・資本関係を有す	
		る代理店が存在する場合、「事業報告書」に含めて記載す	
		る必要はないという理解でよいか。	
156	第 238 条第 1 項、規則	事業報告書は、代理店登録単位ごとに各1通提出する必	
	別紙様式第 25 号の 2	要があるのか、それとも、法人全体で1通提出する必要が	
		あるのか。	
		法第 304 条が委任する規則第 238 条第 1 項によれば、特	
		定保険募集人の法人・個人の別により、別紙第 25 号の 2	
		ないし3により作成しなければならない旨が定められてい	
		るのみであるため、明確にしていただきたい。	
157	第 238 条第 1 項、規則	規則第 238 条第 1 項所定の事業報告書は、追加的ルール	①について
	別紙様式第 25 号の 2	の導入に伴う監督の実効性を確保すべく、監督当局が乗合	規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社か
		代理店の募集形態や販売実績等を把握するために求められ	ら販売を委託されている保険商品数をペットネー
		るものと理解している(保険 WG 報告書 20 頁)。	ム単位で記載する必要があります。
		しかしながら、今般公表された規則第 238 条が求める別	ただし、事業報告書の作成を効率的に行う体制が
		紙第25号の2による事業報告書の様式は、かかる規制趣旨	整っていない中で、ペットネーム単位での商品数
		に照らして、明らかに代理店の負担が過大となりすぎるこ	の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		とから、以下に述べる箇所をはじめ、更なる簡素化が図ら	険種類の数を記載することも認められます。その
		れるべきである。	場合には、保険種類の数を記載したことを記載す
		①規則別紙第25号の2の「(1) 取扱保険契約等の状況」の	る必要があります。
		「取扱保険商品数等」においては、「保険代理店における	また、販売を取止めた商品についても、保険料又
		取扱商品数」を「いわゆるペットネーム単位」で記載す	は手数料が発生している場合には、取扱保険商品
		ることとされている(脚注「記載上の注意」欄)。	数に含める必要があります。
		しかし、ペットネームは各保険会社において多数設けら	ただし、手数料の発生が既に終了している契約に
		れており、かつ新商品販売等で年度内においても加除が	ついては省略することも可能です。
		多く見られることもあり、保険会社から自動的に取扱商	②について
		品となり理論的には販売可能となる多くの商品名称(ペ	貴重なご意見として承ります。
		ットネーム)を、乗合代理店において逐一把握するのは	③について
		事実上困難である。	貴重なご意見として承ります。
		生損保合わせて数十社にわたる所属保険会社の乗合が	④について
		ある場合には、かかる報告義務の負担は、さらに過大と	貴重なご意見として承ります。
		なることが容易に想定される(なお、そもそも、保険会	なお、2. (2)「取扱保険契約等の内訳」におけ
		社から報告させることにより正確かつ迅速に把握でき	る「募集手数料」については、保険募集に関係のな
		るはずである。)。	い手数料の計上は不要であり、内訳を求めるもので
		したがって、ペットネームではなく「保険種類単位」に	はありません。
		するなど、趣旨を満たす簡素化した記載要領としていた	
		だきたい。	
		②規則別紙第25号の2の「(2) 取扱保険契約等の内訳(直	
		近3ヵ年度)」では、「法人」「個人」毎、「保険種類」毎、	
		かつ「年度」毎に、契約件数、保険料、募集手数料のそ	
		れぞれにつき、直近3年度分を記載することになってい	
		る。	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		しかし、保険種類(特に生保の分類)や、法人・個人の	
		別は、大型の乗合保険代理店においてすらシステム対応	
		をしていない会社の方が多いのが実情であり、更には、	
		現状、保険会社においてすらシステム対応していない部	
		分もあるところであり、作業が不相当に過大となること	
		が容易に懸念される。	
		上記の報告要領のまま施行されるならば、今後、そのた	
		めのシステム開発を要することになり、その負担はきわ	
		めて甚大なものとなる。	
		したがって、保険種類や法人・個人を別にして報告を求	
		める上記報告要領は、事業報告書の立法趣旨を満たすた	
		めに必要不可欠な限度に留めるべく、可及的な簡素化が	
		図られるべきである。	
		また、事業報告書の導入にあたっては、まずは保険会社	
		の体制(システム対応等)を整備するよう指導いただく	
		ことを求める。	
		③規則別紙第25号の2の「(3)取扱保険商品の月別契約件	
		数等の状況」においては、保険会社別・商品名別・月別	
		に、契約件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて、	
		新契約・保有契約 (損保の場合には更改契約)・合計ごと	
		に報告することが求められている。	
		しかし、現状は、「(2) 取扱保険契約等の内訳」以上に	
		対応が著しく困難である。乗合保険代理店において、上	
		記(3)の記載要領に沿うシステム対応は全くできてい	
		ないのが実情であるうえ、「保険会社別」に「保険商品」	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		毎の報告が要求されているため、乗合保険会社が多けれ	
		ば多いほど膨大な作業報告量となることが容易に想定	
		される。	
		これについても実施しなければならないということに	
		なると、システム開発コストも相当に大きくなることが	
		想定される。	
		そもそも、現状、保険会社においてすら、システム対応	
		していない部分もあるところである。	
		したがって、「保険商品名でなく保険種類」、「全取扱い	
		保険会社でなく、取扱高上記3社分のみ」、「取扱高上位	
		5 商品のみ」といった程度の報告に留めるなど、極めて	
		大幅な簡素化が図られるべきである。	
		どうしても、かかる報告を乗合代理店に求めるというこ	
		とならば、まずは保険会社のシステム対応を指導いただ	
		くなど、保険会社の体制(システム対応等)を整備する	
		ことの指導を先行すべきである。	
		④規則別紙第 25 号の 2「(2) 取扱保険契約等の内訳」にお	
		いては、「募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)」	
		を記載し報告することとされている。	
		しかし、募集の対価以外の各種手数料の内訳を示すこと	
		は、保険業に全く関係のない手数料についても示すこと	
		になり、保険専業代理店ならともかくとして、保険専業	
		ではない複数の事業を有する代理店においては、報告義	
		務履行のための事務が趣旨を逸脱し不相当に過大とな	
		ることが容易に懸念される。	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		したがって、「その他の対価の額」については、より限	
		定し簡素化した記載で足りるものとされるべきである。	
158	規則別紙様式第 25 号	「(規模の大きい特定保険募集人)	施行規則第236条の2第2号に規定する「手数料、
	の 2	第 236 条の 2 法第 303 条に規定する内閣府令で定める	報酬その他の対価の額」には、自賠責保険、海上保
		ものは、事業年度末において次の各号のいずれかに該当す	険(船舶・貨物)に係るものも含みます。
		るものとする。	
		二 所属保険会社等のうち損害保険会社および外国損害	
		保険会社等の数が十五以上であるもの又は当該事業年度に	
		おいて二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報	
		酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。」と規	
		定されていますが、一方 施行規則 別紙様式第25号の2(第	
		238 条第1項関係)(法人の場合)の「事業報告書」の書式の	
		中で、	
		2. 取扱保険契約等の状況	
		(2)取扱保険契約等の内訳(直近3ヶ年度)	
		イ. 「損害保険」欄において、(記入上の注意)で下記	
		のような記載があります。	
		「1. (その他)新種には、自賠責保険・海上保険(船舶・	
		貨物)を除いた数値を記載すること。 」	
		つきましては、保険業法施行規則の記載している特定保	
		険募集人の手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円	
		以上の中に、「事業報告書」の(記入上の注意)に記載の自賠	
		責保険・海上保険(船舶・貨物)を除くとなっていけますが、	
		募集手数料を除くこととなると、自賠責保険・海上保険(船	
		舶・貨物)の手数料、報酬その他の対価の額が大きい募集人	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		は、特定保険募集人から外れる場合もあると考えられるが、	
		特定保険募集人の手数料、報酬その他の対価の額に自賠責	
		保険・海上保険(船舶・貨物)は含むのか。ご説明いただき	
		たい。	
159	規則別紙様式第 25 号	a. (a)「2. 取扱保険契約等の状況 (1) 取扱保険商品数等」	a. について
	の 2	には、販売を取止めた商品についても、保全があり、	規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社か
		また、手数料を受け取っていることから、取扱商品	ら販売を委託されており、保険料又は手数料が発
		数に含めて記入しなければならないか。	生している保険商品数をペットネーム単位で記載
		(b) 第2面の「2. 取扱保険契約等の状況」「(1) 取扱	する必要があります。
		保険商品数等」につき、記載しなければならない「取	ただし、手数料の発生が既に終了している契約に
		扱商品数」の商品数とは、乗合保険会社が現在販売	ついては省略することも可能です。
		している全商品数ではなく、提出者(事業報告書を	また、販売を取止めた商品についても、同様です。
		提出する特定保険募集人)が現在販売している、各	なお、事業報告書の作成を効率的に行う体制が整
		保険種目ごとの商品数であるとの理解でよいか。	っていない中で、ペットネーム単位での商品数の
		b.「2. 取扱保険契約等の状況(2) 取扱保険契約等の内訳	把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険
		(直近3カ年度)」は、最初の事業報告は改正保険業法	種類の数を記載することも認められます。
		施行後の年度分からでよいか。また、外貨建て保険商	その場合には、保険種類の数を記載したことを記
		品の場合は、円換算して記入するのか。その場合の為	載する必要があります。
		替レートは契約時の保険会社の為替レートで計算して	b. について
		よいか。	施行日以降、最初に提出する事業報告書等におい
		c.「2. 取扱保険契約等の状況(3) 取扱保険商品の月別契	て、仮に過去3事業年度の数値を記載することが
		約件数等の状況(直近年度)は、保有契約において中	困難である場合には、必ずしも記載することを求
		途解約等があり、手数料等を保険会社へ返却しなけれ	めるものではありません。
		ばならない場合、返却する手数料等が受け取る手数料	また、外貨建て保険商品に係る取扱いについて
		等より多い場合は、マイナス表示で記入することで構	は、円換算して記入する必要がありますが、為替

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		わないか、それとも返却分は考慮する必要はないか。	レートの計算方法は貴見の方法も認められます。
		d. 団体保険についても、「2. 取扱保険契約等の状況」に	c. について
		記入するのか。	返却する手数料等が受け取る手数料等より多い
			場合は、マイナス表示で記入する必要があります。
			d. について
			団体保険についても記入する必要があります。
160	規則別紙様式第 25 号	取り扱っている保険会社の保険商品の明細については、	規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社か
	の 2	新規契約を受け付けているものに限り作成する取扱いとし	ら販売を委託されており、保険料又は手数料が発生
	「2.(3)」	ていただきたい。	している保険契約について、保険商品名ごとに記載
		(既に新規契約を停止した商品についてまで明細を作成	する必要があります。
		するとなると、対象商品が多く過重な事務負担が生じるた	ただし、手数料の発生が既に終了している契約に
		め。)	ついては省略することも可能です。
			なお、販売を取止めた商品についても、保険料や
			手数料が発生している商品については、別紙様式に
			従い、「保有契約」として計上する必要があります。
161	規則別紙様式第 25 号	法第 304 条において規定する事業報告書作成の起算日	施行日以後に開始する事業年度の事業報告書等
	の 2	は、直近3カ年の項目もあることから法施行日を起算日と	において、仮に過去3事業年度の数値を記載するこ
		解釈してよいか。	とが困難である場合には、必ずしも記載することを
			求めるものではありません。
162	規則第 238 条第 1 項	①事業報告書作成に際し、保険会社からのデータを使用す	①許容されます。
		ることは許容されるか。	②当該代理店において保険募集に従事する役員及
		②別紙様式 25 号の 2 (法人の場合) 項番 1 (4)「役員及び	び使用人を報告する必要があり、その中には派遣
		使用人の状況」内「使用人」は当社と直接雇用関係にあ	社員も含まれます。
		る者の数を記載すれば良いか。または、派遣社員を含む	③実態に応じて複数選択し、必要に応じ、簡潔に補
		全従業者数を記載すべきか。	足することが求められます。なお、様式に「記載

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		③同様式項番 1 (7)「比較・推奨販売の方法について、以	上の注意」を追加しました。
		下の(ア)~(ウ)のうち最も適当なものを選択してく	④「実収保険料」とは、保険会社が現に収受した保
		ださい。」について、会社規則等により規定されているこ	険料をいいます。
		とを前提に、部門によって方法が異なるときは、最も高	「成績保険料」とは、保険会社が特定保険募集人
		い割合のものを選択すると解すれば良いか。(企業グルー	の成績評価に用いる保険料をいいます。
		プ内とグループ外とで募集する保険商品が異なる場合を	
		想定しています)	
		④同様式項番 2 (2)「取扱保険契約等の内訳(直近 3 ヵ年	
		度)」内「ア」における「実収保険料」、「イ」における「成	
		績保険料」のそれぞれの定義を明示して頂きたい。	
163	規則別紙様式第 25 号	保険業法施行規則別紙様式第25号の2(第238条第1項	
	の 2	関係)「1.(7)比較・推奨販売方法について、(ア)~(ウ)	
		のうち最も適当なものを選択してください。」となっている	
		が、商品特性や顧客属性等に応じて別々の方法で行う場合、	
		取扱いが多い方法を選択するのか、それとも複数の方法を	
		選択するのか確認したい。	
164	規則別紙様式第 25 号	施行規則の別紙様式(法人の場合)の「2. 取扱保険会社	事業報告書の作成を効率的に行う体制が整って
	の 2	商品数等」について、取扱商品数は「ペットネーム単位」	いない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に
		としているが、例えば、損保なら自動車保険、火災保険、	莫大なコストが必要となる場合には、保険種類の数
		傷害保険等、生命保険であれば低減定期保険、終身保険、	を記載することも認められます。
		養老保険等のように、保険会社間で共通性のある商品名で	ただし、その場合には、保険種類の数を記載した
		のカウントも可としていただきたい。ペットネーム単位で	ことを記載する必要があります。
		の商品数把握は非常に困難であり、仮に、ペットネーム単	
		位以外は認めないとする場合には、その目的と理由を明示	
		いただきたい。	

番号	関係箇所	コメントの概要	
165	規則別紙様式第 25 号	事業報告書:提示義務条件について	(
	の 2	①新規申込のない保険会社の商品を取扱っている場合、そ	
		の保険会社は、所属保険会社数に含めるのか。	(
		事業報告書:取扱保険契約等の内訳に関して	
		②生保の保険種類の区別は、ペットネームごと/保険種類ご	
		とに区別可能なのか。同一商品でも、保障内容によって	(
		報告区分を変える必要があるのか。	
		③保険料は、実収ベースでの報告ということだが、年度途	
		中の報告の場合、月払いなどの平準払い契約は、年換算	
		保険料を計算して報告するのか。	(
		④保険料は、増減額後の保険料を報告するのか、契約当初	(
		の保険料を報告するのか。	
		⑤共同募集の場合、実収保険料、手数料は、代理店分担割	
		合を換算した保険料を報告すればよいのか。	
		⑥欄外に記載の「その他の対価の額」とは何を指すのか。	
		事業報告書:取扱保険商品の月別契約件数等の状況関し	(
		て	(
		⑦集計単位は、ペットネーム単位でよいのか。	
		8保有契約の考え方として、年金保険の場合、保有契約と	
		してカウントするのは契約成立から年金支払終了までと	
		考えてよいか。	
		⑨報告単位が新規契約と保有契約に分かれているが、新規	
		契約は保有契約に含めないのか。	(
l			1

金融庁の考え方

- ① 代理店委託契約を締結している場合には、所属 保険会社数に含める必要があります。
- ② 2.(2)取扱保険契約等の内訳については、 保障内容に応じて分類した保険種類ごとに、記載 する必要があります。
- ③④ 報告の対象となる当該事業年度における実収保険料額を記載する必要があります。

なお、この場合、保険料の払い方に応じた年換 算は要しません。

- ⑤ 貴見のとおりです。
- ⑥ 「その他の対価の額」とは、その名称を問わず、 保険募集に関して特定保険募集人が保険会社から収受している全ての金銭(加入勧奨に係る金銭 の収受があればそれを含む)のうち、報酬及び手 数料以外のものをいいます。
- ⑦ 貴見のとおりです。
- ⑧ 規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社 から販売を委託されており、保険料又は手数料が 発生している保険契約について、保険商品名ごと に記載する必要があります。

ただし、手数料の発生が既に終了している契約 については省略することも可能です。

⑨ 例えば、新規契約に係る契約件数については、 契約月は「新契約」として計上し、翌月以降は「保 有契約」として計上する必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
166	規則別紙様式第 25 号	取扱商品数、取扱保険会社名は、特定保険募集人の事業	取扱商品数及び取扱保険会社名は、事業年度末時
	の 2	年度末時点のものを記載すればよいと考えてよいか。	点のものを記載する必要があります。
	「2.(1)」	また、保険会社との代理店委託契約は継続しているもの	また、取扱商品のない保険会社の場合、取扱商品
		の、取扱商品がない保険会社名も記載する必要があると考	数を「0」として記載願います。
		えてよいか。	
167	規則別紙様式第 25 号	特定保険募集人の事業報告書様式 (別紙様式 25 号の 2)	貴見を踏まえ、様式を修正しました。
	の 2	の項目 1. (7) に、「比較・推奨販売の方法」があるが、「(ア)	なお、貴見の事例が必ずしも明確ではありません
	Γ1.(7)	取扱っている全ての保険商品の比較を行い、顧客に提示し	が、例えば、Ⅱ-4-2-9(5)①②に該当する場合
		ている」とは、具体的にどのようなものが該当するのか。	は、「商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理
		保険商品の一覧表を顧客に提示し、顧客が主体的に商品	由等により、保険商品を絞り込んで、顧客に提示し
		を選択するための情報提供を行っている場合は、「(ア)」に	ている。」に該当することとなります。
		該当すると考えて差し支えないか。	
168	規則別紙様式第 25 号	特定保険募集人の事業報告書様式 (別紙様式 25 号の 2)	当該特定保険募集人が受け付けた苦情件数のほ
	の 2	の項目4に、「保険募集にかかる苦情の発生件数」があるが、	か、保険会社等が受け付けた苦情について保険会社
	Г4]	自行が知り得た苦情件数と考えてよいか。	から連携されている場合には、その件数も計上する
			必要があります。
169	規則別紙様式 25 号の	①日本工業規格とあるのは、A4版、B4版のいずれでもよ	①A4版であるため、ご指摘を踏まえて別紙様式25
	2	いと考えてよいか。	号に追記させていただきました。
	「2(1)」	②「2.(1)」の「取扱商品数」、「取扱保険会社名」には、	②販売を取止めた商品についても、保険料又は手数
	「2(2)ア」	現在は販売を終了、休止等している過去に販売していた	料が発生している場合には、取扱保険商品数に含
	Γ ₂ (3)	商品は含めないと考えてよいか。	める必要があります。ただし、手数料の発生が既
		③「2.(2)ア」の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」は、	に終了している契約については省略することも
		「2.(3)」の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」の合	可能です。
		計を記載することと考えてよいか。	3
		④「2.(3)」の「新契約」は契約成立ベースの件数、記載上	2. (2) の「契約件数」、「保険料」、「募集手数

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		の注意の「実収保険料」は保険会社の収納ベースの金額	料」は、当該保険種類に区分される保険商品に係
		と考えてよいか。	る2. (3)の合計値を記載することとなります。
		また、平準払の場合、該当年度内の代理店の募集手数料	④2. (3)の「新契約」には、新契約が成立した
		の合計で、未収手数料は含まないと考えてよいか。	ものを計上する必要があります。
		⑤「2.(3)」の「新契約」と「保有契約」については、先月	また、「保険料」に実収保険料を記載する場合に
		新規に成約した契約は、翌月には保有契約とすると考え	は、保険会社が現に収受した金額を計上する必要
		てよいか。	があります。
		⑥「2.(3)ア」の「新契約」には、積立利率変動型の個人年	また、「募集手数料」については、「規模の大きい
		金保険の延長(更改)は含まないと考えてよいか。	特定保険募集人」が受け取った金額を記載するも
		⑦「2.(3)イ」について、共同保険の場合、「契約件数」、「保	のであり、未収手数料の計上は不要です。
		険料」と「募集手数料」は、それぞれの保険会社の状況	⑤貴見のとおりです。
		として、分担割合に応じて記載すると考えてよいか(共	⑥既契約の延長(更改)は「保有契約」に計上する
		同保険分を合計して記載するのは困難であるため)。	必要があります。
		⑧外貨建保険の外貨保険料を円換算する為替レートの基準	⑦共同保険の場合、「契約件数」、「保険料」、「募集
		を明示していただきたい。	手数料」は、それぞれの保険会社の状況として、
			分担割合に応じて記載することも認められます。
			⑧例えば、保険会社が手数料計算時に用いている為
			替レートを使用することが考えられます。
170	規則別紙様式第 25 号	「法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難	事業報告書の作成を効率的に行う体制が整って
	の 2、規則別紙様式第	な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範	いない中で、法人・個人の正確な把握・区分に莫大
	25 号の 3	囲での法人・個人の割合を併記すること。」とあるが、例え	なコストが必要となる場合には、記載上の注意にあ
	(2)記載上の注意	ば、契約の1件1件を手作業で確認をすれば法人・個人の	るとおり、合計に全体値を記載し、備考に把握可能
		件数を確認できなくはないものの、年間の契約取扱い件数	
		が莫大で、かつ、保険会社等から受領するデータに法人・	られます。
		個人別の件数が示されていない様なケース(保険会社では	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		保険契約について法人・個人の別を正確なデータとして保	
		有する慣行がない))においては、法人・個人の正確な把握・	
		区分を行うためには莫大な対応コストがかかることから、	
		「正確な把握・区分が困難な場合」にあたるとの理解でよ	
		いか。	
171	規則別紙様式第 25 号	『保険商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、	事業報告書の作成を効率的に行う体制が整って
	の 2、規則別紙様式第	当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄	いない中で、ペットネーム単位での記載に莫大なコ
	25 号の 3	に記載のうえ、当該数値を合計欄に記載すること。	ストが必要となる場合には、保険種類単位で記載す
	2(3)記載上の注意	その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備	ることも認められます。
		考に簡潔に記載すること。』とあるが、例えば、契約の 1	また、「正確な把握・区分が困難である理由」に
		件1件を手作業で確認をすれば各保険商品別の件数を確認	ついては、貴見のような理由も考えられます。
		できなくはないものの、年間の契約取扱い件数が莫大で、	
		かつ、保険会社等から受領するデータに各保険商品ごとの	
		データが示されていない様なケース(保険会社では代理店	
		の取扱契約件数や保険料等の数値について、細かな保険商	
		品単位で集約・管理する慣行がない)においては、これら	
		データの正確な把握・区分を行うためには莫大な対応コス	
		トがかかることから、「正確な把握・区分が困難な場合」に	
		あたるとの理解で良いか。	
		また、その場合の「正確な把握・区分が困難である理由」	
		は、「保険会社から保険商品別のデータ提供がなく、また、	
		社内で保険商品別の数値を管理指標として用いていない」	
		といった理由でよいか。	
172	規則別紙様式第 25 号	損害保険代理店の代表者は、募集を行うか否かを区分し	損害保険代理店の代表者は、「役員」に含める必
	の 2	ての登録はなされていないため、1 (4) の「役員」に含め	要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		る必要はないとの理解でよいか。	
173	第 238 条第 1 項、規則	規則案別紙様式第 25 号の 2 の(5) 事務所の状況の「主た	保険募集人が所在する「事務所」のうち、本店を
	別紙様式第 25 号の 2	る事務所」とは、財務(支)局に届出している本店のことで	「主たる事務所」とし、それ以外を「主たる事務所」
		よいか。	以外として記載する必要があります。
		いわゆる契約取扱出先(法人代理店において、本店同様	
		に保険募集を行う支店、支社、営業所等の本店以外の拠点)	
		は「主たる事務所」に該当するか。	
		また、同様式には「主たる事務所」以外として、具体的	
		にはどのような事務所を記載すればよいのか。	
保険会社	t向けの総合的な監督指	針	
574	II -4-2-10	帳簿書類の備え付けについて、改正業法第303条では「保	貴見のとおりです。
		険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令	
		で定める事項を記載し」とされ、府令案第237条の2では	
		「法第 303 条に規定する内閣府令で定める事項は、特定保	
		険募集人にあっては、所属保険会社等ごとに、次に掲げる	
		事項とする。」とされている。	
		したがって、規模の大きい代理店は、帳簿書類上、「保険	
		契約者ごと」かつ「所属保険会社等ごと」に法定事項を記	
		載していく必要があるという理解で良いか。	
575	Ⅱ-4-2-10	当社は特定保険募集人の条件を満たす金融機関代理店で	保険募集人が所在する事務所ごとに備付けを行
		あり、各営業部店にて保険の募集行為を行っている。	う必要があり、店舗を異にする場合には、それぞれ
		その場合、帳簿書類の作成・保存は、各営業部店で行う	に備え付ける必要があります。
		必要があるということか。	ただし、対応が施行後直ちには困難な場合には、
		本部で作成したもの(電子ファイル又は紙)を支店で確	当分の間、主たる事務所に備え付けることも認めら
		認し、保管するという運用は許容されるか。	れます。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			また、貴見のように、本部で作成したものを支店
			で保管することも認められます。
576	Ⅱ -4-2-10	保険募集代理店は所属保険会社が提供する専用画面にお	規則第237条の2第1項第1号から第4号に規定する
		いて保険契約情報を閲覧することが通常であり、適切な情	内容を満たすものであれば、適当と認められる保存
		報管理の観点も含め、帳簿書類備付の方法として、代理店	方法を社内規則等に定めたうえで、適切に備え置く
		専用画面で保険契約の締結の年月日等の事項を閲覧する等	ことが認められます。
		の方法を社内規則等に定めて対応することも認められると	
		の理解でよいか。	
577	Ⅱ -4-2-10	Ⅱ-4-2-10 では、「社内規則等に、規則第 237 条の 2	Ⅱ-4-2-10 については、各保険会社と特定保
		第1項に規定する書類の作成及び保存の方法を具体的に定	険募集人との間における情報共有などの実務に配
		めるものとする。」とあるが、例えば、保険会社から提供さ	慮したうえで、その実務に照らして適当と認められ
		れた書類(契約リストやデータ等)に、帳簿に記載すべき	る方法等を社内規則等に定めたうえで、適切に備え
		情報が記載されている場合には、当該書類を保存すれば良	置くことを求めるものです。
		く、別途、「書類の作成」の方法は定める必要はないとの理	保険契約申込書を用いる場合、契約成立後、所属
		解で良いか	保険会社から遅滞なく当該書面の写しを入手し、そ
		また、規則第237条の2第1項第1号~4号に係る事項	の後適切に保存することにより、常時閲覧できる体
		の帳簿書類として、保険契約申込書を用いる場合、その保	制が整備されている場合には、認められることもあ
		存方法として、所属保険会社が保存している申込書につい	ります。
		て、所属保険会社より遅滞なく当該書面の写しを入手する	
		といった方法を定めることも認められると理解してよい	
		か。	